

集落・町並みの保存活用

一日中韓建築文化遺産保存

国際学術会議から一

はじめに 奈良文化財研究所では、中国文化遺産研究院、韓国国立文化財研究所とともに、建築文化遺産の研究とその保存に関する研究交流をおこなっている。これまでの概要は、『紀要2011』～『紀要2013』で報告している。2013年度は、奈文研が開催国ホストとなり、「集落・町並みの調査と保存・活用」をテーマとして、11月13～15日に開催した。13・14日は第5回となる国際シンポジウムを奈文研講堂でおこない、15日はエクスカーションとして、重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）である橿原市今井町（奈良県）と南丹市美山町北集落（京都府）を視察した。シンポジウムは3つのセッションに分かれ、各国3名ずつが発表した（表I-12）。

中国における集落・町並みの保護 中国において、集落・町並み保存という面的な文化財保護施策としては、建設部と国家文物局による「歴史文化的名城名鎮名村」がある。この他にも、政府機関や学会による制度があり、異なる枠組みで伝統的な集落を認定したものや、少数民族集落の保護を目的としたものがある。歴史文化的名城名鎮名村では350地区がすでに選定され、2013年度の新規申請は275地区におよぶ。広大な国土の膨大な数の伝統的集落・町並みへの取り組みがおこなわれている。これらの集落・町並み保存への取り組みは、都市部の発展と

対照的に顕在化した農村部の停滞という社会的問題において、都市と農村のバランスを取る方策の1つとしても位置付けられている。

発表では、調査と研究のセッションで、湖南省高椅村と貴州省馬頭寨における総合的な文化財調査を通じたりスト化とその評価方法が報告された。保存の実例としては、貴州省雲山屯における保護計画策定が取り上げられ、特に観光化とそれによる権益から生じる問題を回避する取り組みについて報告があった。

韓国における集落・町並みの保護 韓国では現在、世界遺産登録を見据えて精選された8地区が重要民俗文化財として指定されており、それらの保存活用への取り組みがおこなわれている。これ以外の地域については、各自治体で文化遺産の目録化をおこなっている。また、これらの選ばれた8地区以外では、ソウル市南山地区や全州市韓屋村などのような歴史的街区がある。これらは用途や内部が変更されているものの、歴史的な外観を維持している。ソウル市の場合では条例を定めて保存が図られている。

報告は、慶尚北道安東河回村におけるデザインガイドラインの策定過程について、さらに、重要民俗文化財8地区の保存活用と、これに関わる観光化と定住性に関する課題について報告があった。

日本の重伝建地区とエクスカーション 日本側からは、重伝建地区の解説と、奈良文化財研究所で現在おこなっている調査を報告し、亀山市（三重県）のまちなみ文化財室嶋村明彦室長から、重伝建地区「関宿」の保存活用の実際について発表があった。関宿の発表では、行政職員と住民の集落保存をめぐる関わりの実際や、住民主体の「生

表 I-12 シンポジウムの発表内容

セッション1	集落・町並みに関する保存制度
・林 良彦（日本）	日本における集落・町並みの保存の制度と実務
・崔 柄善（韓国）	韓国民俗村の保存管理政策
・党 志剛（中国）	文化財的価値を有する中国伝統村落の保護管理概況の考察
セッション2	集落・町並みの調査と研究
・池 成真（韓国）	民俗村居住者の生活利便施設標準化方策の研究
・肖 東（中国）	湖南高椅村および貴州馬頭寨の文化財の評価方法
・松下迪生（日本）	日本における集落・町並みの調査と研究
セッション3	集落・町並みの保存の実例
・瀋 陽（中国）	雲山屯保護計画からみた古村落の保護
・嶋村明彦（日本）	重要伝統的建造物群保存地区関宿の保存と活用
・朴 賛珉（韓国）	民俗村の活用および活性化方策の研究



図 I-84 シンポジウムの様子

活の場」としての活用の諸活動について報告があった。

エクスカージョンでは、樫原市今井町における修理・修景の具体例を視察し、伝統的な建物に馴染んだ耐震補強が紹介された。南丹市美山町北集落では、茅葺民家集落保護でもっとも懸念される火災について、その防火対策となる貯水槽や放水銃を視察した。両地区の防災対策は、重伝建地区に選定されることで住民が受ける制約の一方で、暮らしの安全を確保する補助事業として、住民へのメリットに位置付けられるものである。

保存活用の課題 各国の発表ならびに討論では、1つに、集落・町並みにおける保存活用の枠組みにおいて、建造物以外の関連文化遺産への注目が確認できた。ただし、その内容は異なり、亀山市の場合は前述のように生活の場としての活動についてであり、中国では民具などを含む農村文化への注目で、韓国では祭礼や観光客の体験イベントであった。このような注目の仕方は、各国で差異はあると思われるが、2003年に採択された無形文化遺産保護条約の影響も大きいという印象を受けた。

その中で、観光化については、保存活用の実際を述べた関宿の発表ではほとんど触れることがなく、このことは日本と中韓の集落・町並み保存活用の違いを端的に表しているように感じられた。中国では、「倣古街」と呼ばれる本物を壊して偽物を建てるという一種の観光化現象を鑑みて、集落・町並み保護を進めている面がある。しかし、中国では政府主導で保護を進め、利益面の成功を周知することで、その後の保護政策を進めてきたといえるのだが、その利益とは観光によってもたらされるものと受け取れた。韓国では過度の観光化を問題視しており、商業化にともなう収益の分配などの課題も発生して

いるようである。しかし、観光化は住民への直接的な利益になることで、安東河回村では住民のUターン現象もみられ、伝統的な集落・町並みの課題の1つである定住性への一種の解決策に位置付けられるものであろう。日本でも世界遺産となった白川郷では、登録とともに観光客が100万人を超え、急速な観光化およびその関連分野と、それ以外の地場産業や暮らしの間でバランスがとれていないことが問題とされている。観光化は、国民や世界の文化的進歩に貢献する1つの手段ではあるが、建築文化遺産、無形文化遺産のいずれに対しても、文化の主体を住民から観光客に移しがちである。文化の主体を住民と観光客の間でバランス良く位置付けることが求められることから、関宿の取り組みは注目すべき1つの事例と考えられる。

まとめ 今回の発表からは、3国の集落・町並み保存活用の考え方や手法は、共通点も多く認められる一方で、ある程度の差異が認められた。そこには世界遺産条約の影響も大きいとうかがえた。ところで、伝統的な集落・町並みは、現代人の暮らしの場として生きているため、文化財保護対象の中ではとりわけ暮らしや文化の変化という動態性を特徴としてもっている。そのため、保護・暮らし・観光などのバランスのとれた保存活用が求められる。世界遺産条約に対する考え方は3国で異なるとしても、3国の文化財保護法は保存と継承という理念を掲げる点で共通している。したがって、制度・調査研究・活用の手法について、それぞれの成果の情報交換をおこない、互いに参考にすることは有益であり、それによって集落・町並みという文化遺産を保存継承していくことが必要であろう。

(黒坂貴裕／文化庁)



図 I-85 修理方針説明の様子 (今井町)



図 I-86 放水銃格納庫 (美山町)